

2022年度常翔学園中学校・高等学校いじめ防止基本方針

常翔学園中学校・高等学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「将来、実社会で活躍できる人材の育成」を教育の理念とし、「自主・自律」の精神と幅広い「職業観」を養うことを教育の目標としている。その目標達成に向け、この根幹となる正しい判断力を持ち、他者の心を思いやり、行動できる生徒の育成に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒が在籍する学校において一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、校長補佐、高等学校教頭、中学校教頭、教務部長、生徒指導部長、各コース長、
人権教育主担、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、
(関係機関)

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗の検証
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

常翔学園中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人カードによって把握 された生徒状況の集約 生徒個人面談（全員） 新入生がインターンシップ合宿	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人カルテによる生徒状 況の把握 生徒個人面談（全員）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人カルテによる生徒状 況の把握 生徒個人面談（全員）	第1回いじめ防止委員会 （年間計画の確認、問題行 動調査結果を共有） 「いじめ防止基本方針」の HP更新
5 月	体育祭 校外学習	体育祭 校外学習	体育祭 校外学習	後援会総会で「いじめ防止 基本方針」の趣旨説明

6月	芸能鑑賞 部活動生徒対象集会	芸能鑑賞 部活動生徒対象集会	芸能鑑賞 部活動生徒対象集会	
7月	いじめに関するアンケート① KJQテスト 授業アンケート① 保護者個人懇談 (家庭での様子の把握)	いじめに関するアンケート① 授業アンケート① 保護者個人懇談 (家庭での様子の把握)	いじめに関するアンケート① 修学旅行 授業アンケート① 保護者個人懇談 (家庭での様子の把握)	いじめ状況調査① 第2回いじめ防止委員会 (状況報告と進捗確認)
8月				
9月	文化祭	文化祭	文化祭	
10月	いじめに関するアンケート②	いじめに関するアンケート②	いじめに関するアンケート②	いじめ状況調査②
11月	校外学習② 球技大会	校外学習② 球技大会	校外学習② 球技大会	教員間による研究授業期間 (わかる授業の推進) 第3回いじめ防止委員会 (状況報告と取組の検証)
12月	授業アンケート② 保護者アンケート 三者懇談 (家庭での様子の把握) クリスマス会	授業アンケート② 保護者アンケート 三者懇談 (家庭での様子の把握) クリスマス会	授業アンケート② 保護者アンケート 三者懇談 (家庭での様子の把握) クリスマス会	
1月	百人一首大会	百人一首大会	百人一首大会	学校自己評価
2月	スキー実習 マラソン大会	スキー実習 マラソン大会	マラソン大会	
3月	在校生アンケート 三者懇談 合唱祭	在校生アンケート 三者懇談 合唱祭	在校生アンケート	生徒理解のための出身小学校からの情報引き継ぎ

＊道徳の時間に各学年数回講演を行う。＊保護者に定期連絡を行う。

常翔学園高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人カードによって把握された生徒状況の集約 新入生オリエンテーション 生徒個人面談（全員） 人権アンケート	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人カルテによる生徒状況の把握 生徒個人面談（全員）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人カルテによる生徒状況の把握 生徒個人面談（全員）	第1回いじめ防止委員会 （年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「いじめ防止基本方針」のHP更新
5月		部活動リーダー講習会	部活動リーダー講習会	
	体育祭 校外学習	体育祭 校外学習	体育祭 校外学習	後援会総会で「いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	人権学習① 部活動生徒対象集会	人権学習① 部活動生徒対象集会	人権学習 部活動生徒対象集会	
7月	いじめに関するアンケート① KJQテスト 授業アンケート① 保護者個人懇談 （家庭での様子の把握）	いじめに関するアンケート① 授業アンケート① 保護者個人懇談 （家庭での様子の把握）	いじめに関するアンケート① 授業アンケート① 保護者個人懇談 （家庭での様子の把握）	いじめ状況調査① 第2回いじめ防止委員会 （状況報告と進捗確認）
8月				
9月	文化祭 芸能鑑賞	文化祭 芸能鑑賞	文化祭 芸能鑑賞	

10月	いじめに関するアンケート②	研修旅行 いじめに関するアンケート②		いじめ状況調査②
11月	球技大会	球技大会		教員間による研究授業期間（わかる授業の推進） 第3回いじめ防止委員会（状況報告と取組の検証）
12月	授業アンケート② 保護者個人懇談 （家庭での様子の把握） 保護者アンケート	授業アンケート② 保護者個人懇談 （家庭での様子の把握） 保護者アンケート	授業アンケート② 保護者個人懇談 （家庭での様子の把握） 保護者アンケート	
1月			在校生アンケート	学校自己評価
2月	人権学習②	人権学習②		
	マラソン大会	マラソン大会		
3月	在校生アンケート 生徒個人面談（全員） （高校入学前オリエンテーション）	在校生アンケート 生徒個人面談（全員）		生徒理解のための出身中学校からの情報引き継ぎ 学園内大学進学者の情報引き継ぎ

＊ハートウォーミングメッセージ用封筒を年に2回程度配布し、随時保護者から意見聴取を行っている。

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止委員会は、年3回開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

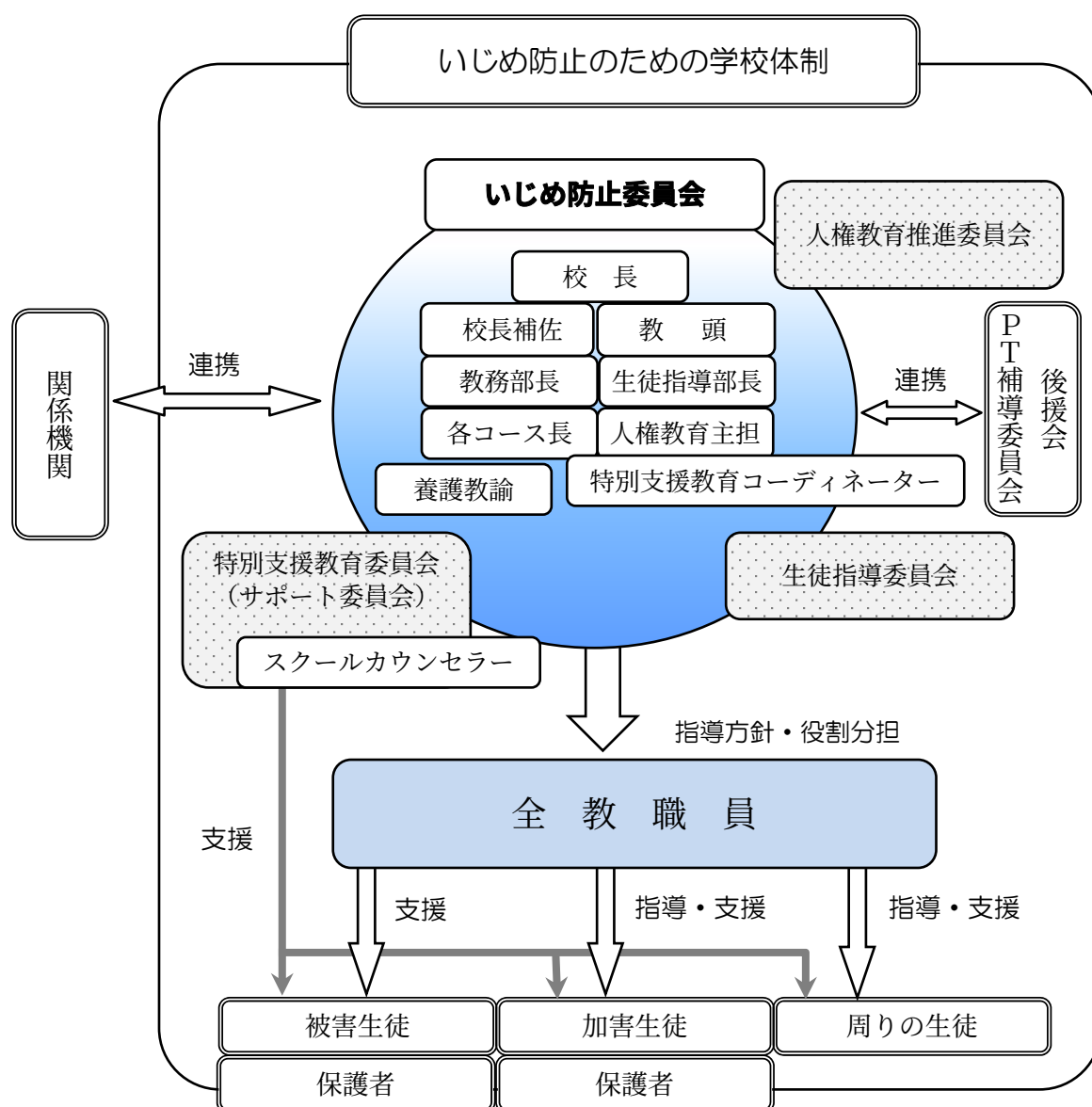
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他すべての教育活動の特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(体制)



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

また、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑦のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どのクラスやクラブにおいても起こり得るものである。
- ② いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは教職員や保護者には気づきにくいところで行われることが多い。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導方針が問われる問題である。

- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、人権教育・道徳教育・キャリア教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める指導に努める。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生徒の日々の学校生活を把握し、生徒のストレスを減らし、いじめの未然防止につなげるよう留意する。そのために、次のような取り組みを行う。

分かりやすい授業づくりを進めるために教員が積極的に授業を公開し、互いの授業を見学し合う機会をもうけ、授業力向上につなげる。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために生徒の居場所づくりや絆づくりを推進し、すべての生徒に集団の一員としての自覚を育む。

ストレスに適切に対処できる力を育むためにストレス解消のために他者を排除するのではなく、他者を尊重する精神を培い、生徒の人権意識を高める。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため教職員人権研修を年間計画に取り入れる。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、様々な方法が考えられる。その取り組みの中で具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていて生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていて場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年間2回実施する。
定期的な教育相談としては、担任が年2回の生徒個人面談を実施し、個人カルテを作成する。
日常の観察として授業時間のみならず休憩時間や放課後も全教職員で生徒の様子に目を配る。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため定期的な保護者懇談を実施するとともに日常的に連絡を密にとる。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として相談箱（みんなの声）を設置したり、24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）、いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」を周知する。
- (4) 学級通信・学年通信や学校ホームページ等により、相談体制を広く周知する。
学校自己評価や保護者アンケート等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、「情報の扱いについての学園規定」の定めるところに従い、公正かつ適切に関係機関と連携し、必要があれば情報共有等も行う。

第4章 いじめ事象への対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかにコース長・学年主任や生徒指導部長等に報告し、いじめ防止委員会と情報を共有する。その後は、いじめ防止委員会が中心となって、速

やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、校長が私学大学課等の関係機関に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒への特別指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持

っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級運営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の人間力を高める。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」や「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

いかなるいじめやいじめの兆候も見逃すことがないよう、全教職員が常に生徒の様子に目を配る必要がある。そのため、一部の教員に過重な負担がかからぬよう校務の効率化を図る。また、家庭や地域とも連携し、組織的な生徒指導に取り組む。